

南風原町告示第 158 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 に規定する指定納付受託者の指定について、下記の者を指定納付受託者に指定するとともに、南風原町会計規則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 10 号）第 35 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 1 日

南風原町長 赤嶺



(1) 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	所在地
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号 琉球リース総合ビル 6 階
三菱 UFJ ニコス株式会社	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号

(2) 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

南風原町ふるさと寄附条例に基づく寄附金

(インターネットを利用して納付されるものに限る)

(3) 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 令第 157 条の 2 第 2 項に規定する証票その他の物又は番号、記号、その他の符号のうち指定納付受託者が納付対象とするもの

「ふるさとチョイス」におけるクレジットカード決済 (MasterCard、Visa のみ)